

納税課からのお知らせ

税の滞納一掃キャンペーン実施中！

八重山地区個人住民税徴収対策協議会及び八重山地区税務協議会から、税の滞納一掃キャンペーンについてお知らせいたします。

納期内納付が一番！！ 国、県、八重山地域の3市町は、納期限を過ぎてもなお滞納している者に対し、差押等の滞納処分を強化し、八重山地域の税の滞納の一掃に集中して取り組む等、10月1日から12月31日までの間、「税の滞納一掃キャンペーン」を展開いたします。豊かで住みよい暮らしを実現するため、「納期内納付」のご協力をよろしくお願ひいたします。

国税	石垣税務署	0980-82-3074
県税	沖縄県八重山事務所	0980-82-3045
市税	石垣市役所納税課	0980-87-9041
町税	竹富町役場税務課	0980-82-6191
町税	与那国町役場税務班	0980-87-3571



石垣税務署からのお知らせ

【お問い合わせ】

石垣税務署 82-3074 石垣市税務課 83-1133

11月11日～17日は「税を考える週間」です

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

平成28年の「税を考える週間」は、テーマを「くらしを支える税」とし、以下のとおり実施します。



- | | |
|----------------------|--|
| 1 国税庁ホームページによる広報 | 2 SNSを利用した広報 |
| 3 講演会の実施や関係民間団体等との連携 | 4 社会保障・税番号制度・ICTを利用した申告納税手続きなどへの国税庁の取組 |

税に関する情報は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）へ

国税分野におけるマイナンバー制度に関する情報は（www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm）へ

国税庁法人番号公表サイトは（www.houjin-bangou.nta.go.jp）へ

年末調整及び住民税の特別徴収に係る説明会について

開催日	対象市町村等	時 間	会 場
11月15日（火）	石垣市（町名の先頭が「あ～と」）	9:30～11:45	石垣市健康福祉センター 登野城 1357-1
	石垣市（町名の先頭が「な～や」） 竹富町	13:15～15:30	

※対象市町村等欄、時間をご確認ください（町名はあざ（字）を含まないで判定します。（例）字大川→「お」）。

※石垣市健康福祉センターの駐車場はご利用できません。石垣市中央運動公園駐車場をご利用ください。

また、石垣市健康福祉センターへのお問い合わせはご遠慮ください。

消費税の届出はお済ですか？ 【簡易課税の選択】28年12月31日まで

- 平成27年分の課税売上高が1千万円を超える方は、平成29年分は消費税課税事業者に該当します。
- 平成27年分の課税売上高が5千万円以下の方で、平成29年分から簡易課税制度を適用する場合には、平成28年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。
- 平成27年分の課税売上高が1千万円以下でも、課税事業者となる場合があります。

所得税・復興特別所得税の予定納税（第2期分）の納税をお忘れなく「納期限 11月30日」

前年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の1/3相当額をそれぞれ7月（第1期分）と11月（第2期分）に納めることとなっています。予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「平成28年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された第2期分の金額が納税する額です。なお、予定納税額の計算の詳細は、通知書に記載されています。

第2期分の予定納税の減額を申請する場合は、11月15日（火）までに、減額申請の手続きが必要です。